

# 森林保険だより

## INDEX

～素材生産業者のリスク管理～

(有) 三浦産業 (青森県) .....	2
島根県森林組合連合会の取組 .....	4
山口県の取組 .....	6
保険業務部部长 ご挨拶 .....	7
今、早生樹が注目されています! .....	7
各森林組合連合会等の連絡先一覧 .....	8



イメージキャラクター  
マモルくん



コウヨウザン



センダン



チャンチン



ユリノキ

「加入してよかった!  
森林保険」  
加入促進特別号



## ～ 素材生産業者のリスク管理～ (有) 三浦産業 (青森県)

森林保険センターでは、昨年度から素材生産業者や製材工場などの川下業界への森林保険加入の働きかけを強化しています。このような動きに青森県森連はいち早く対応し、全国に先駆けて素材生産業者である(有)三浦産業の保険加入をいただきました。

今回は、三浦社長に森林保険に対する考え方や今後の方針について話を伺うため、森林保険センターの大貫所長が事務所を訪ねました。

青森県<sup>おおわに</sup>大鰐町にある(有)三浦産業は、平成5年にそれまでの個人経営から法人設立した素材生産事業者です。



平成9年には木炭事業も開始し、また、平成18年からは大鰐町の除雪業務を受託するなど、多角的な経営を行っています。

平成29年度事業実績は、請負による素材生産を約2万m<sup>3</sup>、立木購入による素材生産を5,500m<sup>3</sup>、木炭も約27トン生産しています。森林保険には、平成29年度に約21haを新規加入し、所有森林のほぼ100%に加入状況していただきました。

### <これからの森林管理>

大貫：三浦産業さんには、昨年、森林保険に加入いただきました。まず、加入いただいた背景をお聞かせ下さい。

三浦：残念なことなのですが、近年、この地域において森林を手放したがっている森林所有者が多いです。しかも、1～2haという小

規模ではなく、10haを超えるような大口森林が、立木だけでなく、土地も含めて販売をされるケースが見られるようになってきています。この地域に愛着のない人に販売され、植林もしないで放ったらかしにされて、地元の山が荒廃していくのは見るに忍びないことです。できれば購入資金を借りてでも、自分が購入して未来に向けてしっかりと管理していきたいと思っています。このようなことで、立木を買うだけではなく、当社が所有する森林も増えているのが現状となっています。



大貫：地元で森林と共に生きてきたから、地元の森林を荒らさないという思いで森林を買っているということですね。素材生産業者が伐期に達した森林を土地ごと

買えば、コンテナ苗を活用した伐採と造林の一体作業に取り組みやすくなり、これにより更新コストが抑えられ、林業の採算性の改善が期待できることから、地域の林業振興と森林整備の推進につながりますね。

### <森林保険への思い>

三浦：伐期に達した森林を買って、台風や雪害等の災害に遭ってしまったら、会社の経営に支障をきたすばかりでなく、万が一、被災

森林を片付けられないようなことにでもなったら、地域の皆様に大変な迷惑をかけることになります。このようなことになってはならないという思いから森林保険に加入しました。最近、この地域も年配の方が多くなり、手入れが行き届かない森林が増加して、山火事も増えてきていますので、素材生産業者の仲間にも森林保険加入を勧めているところ です。

大貫：いざ災害が起きたら、経済的損失ばかりでなく多方面に大きな影響を及ぼすことになるということですね。森林保険に加入して、万が一に備えるという三浦社長のお考えは、従業員を守り、地域にも迷惑をかけないという、いわば経営者として社会的責任を果たしていると言えます。

造林した時に森林保険に加入することが一般的だと思いますが、主伐期を迎えた森林が災害で被害を受けたら、40～50年間の苦労が水の泡になってしまいます。40～50年という長い時間をかけた苦労とコストに対する補償は森林保険しかありません。

### <今後の取組>



三浦：今後、主伐して再造林することを考えると、苗木が不足しているという問題があることから、先ほど話題が出たコンテナ苗を、できるなら自分達で作

れたらとの考えもあります。さらに、今のところは立木だけの売買が多いですが、相続に際して土地ごと森林を売りたいという所有者が増えてくると予想されることから、これからも土地を含めた立木の購入を増やし、地域の森林を集約化して、伐採から造林、保育までの管理をしていきたいと考えています。

大貫：点在した箇所に森林を持つよりも、集約化してまとまりのあるエリアを一体として施業できれば、経営コストの削減が可能となります。三浦産業さんでは、林野庁が推進し平成31年度から始まる「新たな森林管理システム（※）」を先取りした取り組みを進めていると言えます。

私ども森林保険は、これからもさらにサービス向上に取り組み、意欲ある林業者を応援していきたいと考えています。これからも一緒に頑張りましょう。

本日はありがとうございました。



▲玄関前で記念撮影  
(左から保険センター大貫所長、三浦社長、青森県森林組合連合会鳴海部長)

(※)「新たな森林管理システム」とは  
森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため、経営管理を明確化するとともに、森林所有者自らが経営管理を実行できない場合に、市町村が経営管理の委託を受け、経営管理に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に再委託し、再委託ができない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を行う仕組み。

## 島根県森林組合連合会の取組

島根県森林組合連合会（以下島根県森連）においては、森林保険の加入拡大に向け、独自の加入促進活動を展開しています。今回は、平成28年度から実施している「森林保険加入拡大キャンペーン」や、毎年9～10月に実施している「市町村への巡回推進」について、業務課の伊達雅宏課長補佐にお話を伺いました。

### <森林保険加入拡大キャンペーン>

島根県森連では、「森林保険」の加入率向上を図るためには、お客様と直接接する事務取扱窓口である森林組合の収益性を向上する必要があると考えています。そのためには取扱保険料を増大することが一番の近道であることから、キャンペーン期間中の各森林組合の収入保険料に対して3～4%を還元することにしました。

#### 【キャンペーンの目的】

「森林保険の加入率向上と森林所有者への安心をお届けする」

「森林組合組織の意識改革」

#### 【推進目標】

- キャンペーン期間（3ヵ月間）の全森林組合合計の取扱保険料を6百万円以上
- 1組合当たりの期間内取扱保険料を10万円以上

#### 【ターゲット】

- 平成28年度：役職員所有林
- 平成29年度：間伐を実施した森林

キャンペーン期間中は特に担当者のやる気みなぎります。キャンペーンの実施時期は、森林組

合の事業が集中する年度末を外した11月～1月の3ヵ月間で設定しました。

キャンペーン期間中には、以下の取組も行っています。

- (1) 島根県森連の理事会において、キャンペーン周知（理事会は県内の全森林組合長で構成）
- (2) 毎月、森林組合を巡回訪問し、「キャンペーン期間中」のチラシを配布するとともに役職員への声掛けをして、気運を高めるよう働き掛け。
- (3) 各森林組合へ加入促進グッズの配布。
- (4) 毎月、実績を出して各森林組合に提示。
- (5) キャンペーン最終月には森林組合の森林施業プランナー（※）との意見交換会を実施。

すぐに結果が出るものではありませんが、今後も森林保険の加入拡大に向けて、森林組合から助言をいただきながら、地道に取り組んでいきたいと考えています。

### <市町村への巡回推進>



▲森林組合職員向けの研修会を実施

島根県森連では毎年、「森林保険」加入推進会議（事務研修会）を実施するほか、次年度の予算獲得に向けて、県内の市町村に、森林組合、森林保険センターと共に巡回推進を行っています。

#### 【巡回推進の活動内容】

- (1) 「森林保険」の市町村へのP R
- (2) 加入済みの市町村へは、加入の御礼と次年度に向けた予算措置を要望
- (3) 未加入の市町村へは、森林保険への理解と予算化の要望
- (4) その他（商品改定のお知らせ、森林経営管理法への対応等）



▲推進会議におけるグループワークの様子

島根県は東西 350kmと広く、1年で全市町村を巡回する事は難しいですが、少なくとも2年で全市町村を巡回するようにしています。

市町村を訪問する際には、各市町村の加入状況等のデータ、森林保険パンフレット、次年度の見積書、加入促進のための資材等を持参しています。

また、その際、森林組合の担当者にも必ず同行してもらっています。

森林保険の推進について、よりスムーズに進めていけるよう、日頃から様々な事業において市町村と関わっています。

また、市町村毎に「森林保険」・市町村推進チェックシートを作成し、巡回推進した時の状況（日時、担当者、契約状況、聞き取り内容等）を記録しています。各市町村ではあまり長い訪問時間は取れない

こと、市町村の担当者は2～3年毎異動により替わってしまうことから、巡回推進の前に、このチェックシートを確認及び共有することで、短時間で効率的に巡回することが出来るようになっていきます。

#### 【ドローンを活用した損害調査】

島根県においては、ドローンを活用した損害調査の実用化に向けて、平成30年度は従来の加入促進会議（事務研修会）に加えて、鹿児島県森連森林保全部の坂元成康部長を講師に招き、森林組合の職員を対象にドローン研修会を開催しました。



▲ドローン研修会の様子

1日目は、坂元氏による、森林整備における活用（測量）状況、ドローンで撮影した写真の取り込みと画像処理について講義を行いました。

2日目は、地元でドローン講習を行っている（株）旭テクノロジーによるドローン飛行の留意点やデモフライトが行われました。

平成31年度からは、新たな森林管理システムがスタートすることから、今後ますます市町村の担当者の役割が大きくなりますので、引き続き市町村への巡回推進を行い、森林保険の加入拡大に向けて取り組んでいきます。

#### ※森林施業プランナー

森林所有者に代わって、森林経営計画を作成したり、森林施業の受託・管理を行う等、地域の森林を管理することができます。

## 山口県の取組

山口県では、森林保険センターが森林保険の普及事務等を都道府県に委嘱する「森林保険普及事務等委嘱事業」を活用し、森林保険のPR活動として、山口県、山口県森林組合連合会（以下県森連）、森林保険センターの3者による市町村への加入促進活動を実施しています。

今回、森林保険センターの石原審議役が山口県庁を訪問し、行政の立場としての森林保険の考え方や加入促進の取組についてお話を伺いましたので、その内容をご紹介します。



▲山口県庁での打ち合わせの様子

### (1) 森林の概況について

山口県の森林面積は437,056ha、森林率は72%と全国平均(67%)を上回っており、樹種別面積構成は、針葉樹55%、広葉樹41%、竹林等4%となっています。

そのうち、森林保険の対象である民有林人工林面積は188,360ha(H23年度末統計)となっており、森林保険の平成29年度末加入実績は11,712haで加入率6.2%と全国平均(8.5%)をやや下回っている現状です。

### (2) 山口県における保険金の支払い状況

近年の災害状況については、平成17～19年度に風害により2億数千円、平成22年度は6千万円(主に雪害)、平成23年度は5千5百万円(主に水害、雪害、干害)、平成24年度は2千8百万円(主に水害、雪害、干害)と多額の支払いがあり、平成25年度以降は年間1千万円前後で推移しています。

### (3) 市町村有林に対する加入促進の流れ

毎年9月までに県森連と加入促進に係る打合せを実施して、当年度の市町村に対する加入推進計画を策定しています。その後、県森連において、県内の市町担当者と訪問日程の調整を行います。

10～11月にかけては、この推進計画に基づき、県、県森連、森林保険センターの3者により、市町を訪問し、契約内容と見積書の提案、次年度の予算措置に対する要請等、市町有林の加入促進活動を実施しています。

なお、市町を訪問する際には、「森林保険普及事務等委嘱事業」で作成した加入促進グッズ等を活用しています。

### (4) 県と県森連と一緒に加入促進するメリット

県では、造林事業や間伐事業などの各種事業量を把握していますので、県と県森連が市町へ同行することで、これらの施策を実施するタイミングで効果的に森林保険加入を提案することが出来るといったメリットがあると考えています。

### (5) 加入促進を行う上で工夫していること

県民税を活用した市町事業の山林内に、森林保険ののぼり旗を立ててもらうように要請を行っています。また、市町毎に予算に応じた森林保険への加入を提案し、特に、災害の危険度の高い箇所には優先的に加入する等、市町担当者と話し合っ て契約内容を決めるようにしています。

### (6) 今後の取組方針

平成31年度からは「新たな森林管理システム」が導入され、所有者が管理できない森林を市町村が受託し、森林資源を適切に管理していくということから、今後ますます市町村の位置付けが重要となります。

万が一の災害に備えた森林保険の重要性を認識してもらうために、引き続き森林組合系統と連携して、森林保険の加入拡大に向けて取り組んでいきたいと考えています。

※山口県では、平成17年(2005年)に「やまぐち森林づくり県民税」として、荒廃した人工林や繁茂・拡大した竹林の整備、市町村等が同時に取り組む多様な森林整備の支援、地域活動の中核となるボランティア指導者の養成・確保などのために、県民1人当たり500円を徴収しています。

## 保険業務部長ご挨拶



保険業務部  
部長 福本 浩一

このたびの平成 30 年 7 月豪雨により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。また、皆さまには日頃より森林保険業務につき格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

森林保険センターは、皆さまのご支援のもと設立後 3 年が経過し、その間に国営保険から引き継いだ仕組み、規程の見直しや、契約者サービス向上のための商品・制度改定、そして次年度から運用を開始する新しい保険業務システムの開発等、着実に歩を進めてまいりました。

4 年目を迎えた森林保険センターとしての組織目標は、ずばり「加入促進」です。昨今の森林の資産価値の低下、新植造林地の減少、森林所有者の方々の意識の変化等、様々な理由から森林保険加入率は低下の一途をたどっています。

しかし、森林保険は民間では補償できない幅広い災害をカバーする、森林所有者自らが災害に備える「唯一のセーフティネット」であることは疑いの余地がありません。

この有効かつ唯一の手段を皆さまとともに一人でも多くの森林所有者にお伝えし、万一の際には「加入してよかった」と喜んでいただきたいと考えております。具体的には、引き続きできるだけ多くの都道府県、市町村に伺い公有林の保険加入とともに、補助金交付事業に対する森林保険の加入強化を進めてまいります。加えて、平成 31 年度から新たな森林管理システムが施行されることを受け、所有者から委託された大切な資産を守るため、経営管理権集積計画作成の段階から森林保険の加入を織り込んでいただくよう、きめ細かく働きかけてまいります。また、個人への加入促進に加え、素材生産業者、大学演習林、森林保有法人等に対する森林保険制度の浸透、加入促進を継続してまいります。

今後とも皆さまのお役に立つサービスの提供にまい進して参る所存ですので、引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 今、早生樹が注目されています！

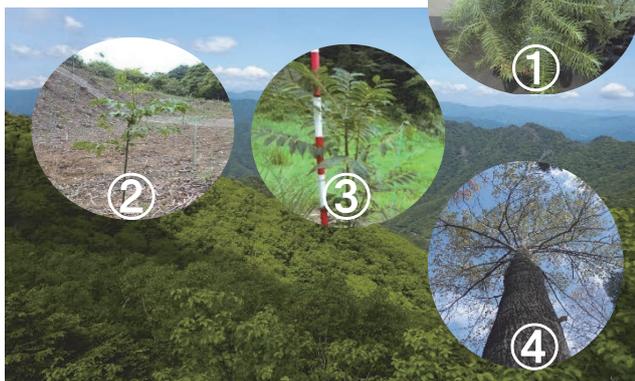
主伐期を迎え、新しい林業を構築しようという気運が盛り上がりを見せています。

このような中で、これからの林業の新たな造林樹種として、コウヨウザンや早生広葉樹が注目を集めています。

今号の表紙には、それら早生樹のうちコウヨウザン、チャンチン、ユリノキ、センダンの写真を掲載しました。これらの早生樹を造林した場合も、もちろん森林保険の対象です。

私たち森林保険センターは、意欲を持って新しい林業に挑戦する皆様を、保険という立場から応援いたします。

## 表紙の写真について



### ①コウヨウザン

#### ヒノキ科コウヨウザン属の常緑針葉樹

中国南部、台湾に分布しており、日本では江戸時代以前から寺社などに植えられていました。

中国では建築材、内装材のほか合板用原木にも使われています。

日本では 1973 年に出版された S. D. リチャードソンの「中国の林業」において、「コウヨウザンが、中国を除いては、あまねく世界で造林されていないことは不思議である。」とまで評されています。

### ②センダン

#### センダン科センダン属の落葉広葉樹

本州（伊豆半島以西）、四国、九州、沖縄に分布しています。明るく赤みを持った材で、建築装飾材、家具材などに使われています。木目がケヤキと似ており、ケヤキの代替材としても使われています。

### ③チャンチン

#### センダン科チャンチン属の落葉広葉樹

中国原産で日本では室町時代に渡来したと言われています。家具材や楽器材として使われています。鮮やかな赤褐色の材で、木目がはっきりしています。

チャンチンの葉は中国では薬膳料理に使われています。

### ④ユリノキ

#### モクレン科ユリノキ属の落葉広葉樹

北アメリカ中部原産で、日本には明治時代初期から主に庭木、街路樹として植えられています。

木工品材、楽器材、建築材として使われています。花の形がチューリップに似ていることからチューリップツリーとも呼ばれています。

# 各森林組合連合会等の連絡先一覧

森林保険の加入の手続きやお問い合わせはこちらへ

平成 30 年 8 月 1 日現在

問合せ窓口	電話番号 (代表)	F A X	郵便番号	住 所
北海道森林組合連合会	011-621-4293	011-644-3707	〒 060-0002	札幌市中央区北 2 条西 19 丁目 1 番地 9
青森県森林組合連合会	017-723-2657	017-723-1505	〒 030-0813	青森市松原 1-16-25
岩手県森林組合連合会	019-654-4411	019-654-4420	〒 020-0021	盛岡市中央通 3 丁目 15 番 17 号
宮城県森林組合連合会	022-225-5991	022-225-5994	〒 980-0011	仙台市青葉区上杉 2 丁目 4-46
秋田県森林組合連合会	018-866-7421	018-866-7111	〒 010-0931	秋田市川元山下町 8 - 28
山形県森林組合連合会	023-688-8100	023-688-8103	〒 990-2339	山形市成沢西 4 丁目 9-32
福島県森林組合連合会	024-523-0255	024-523-0259	〒 960-8043	福島市中町 5-18
茨城県森林組合連合会	0294-70-3620	0294-76-1767	〒 319-2205	常陸大宮市宮の郷 2153-23
栃木県森林組合連合会	028-637-1450	028-637-1454	〒 320-0046	宇都宮市西一の沢町 8-22
群馬県森林組合連合会	027-261-0615	027-261-0697	〒 379-2153	前橋市上大島町 182 番地 20
埼玉県森林組合連合会	0494-26-5231	0494-26-5232	〒 368-0034	秩父市日野田町 1 丁目 7 番 10 号 (秩父広域森林組合内)
千葉県森林組合連合会	043-227-8231	043-227-8235	〒 260-0854	千葉市中央区長洲 1-15-7
東京都森林組合	042-588-7963	042-597-5263	〒 190-0182	西多摩郡日の出町平井 2759
神奈川県森林組合連合会	0463-88-6767	0463-73-5297	〒 259-1332	秦野市菖蒲 317 番地
新潟県森林組合連合会	025-261-7111	025-261-0526	〒 950-2144	新潟市西区曾和 521-3
富山県森林組合連合会	076-434-3351	076-434-1794	〒 930-2226	富山市八町 6931
石川県森林組合連合会	076-237-0121	076-237-6004	〒 920-0209	金沢市東蚊爪町 1 丁目 23 番 1
福井県森林組合連合会	0776-38-0345	0776-38-0379	〒 918-8567	福井市江端町 20-1
山梨県森林組合連合会	055-273-0511	055-273-0549	〒 409-3811	山梨県中央市極楽寺 1214 番
長野県森林組合連合会	026-226-2504	026-226-2225	〒 380-0935	長野市大字中御所字岡田 30-16
岐阜県森林組合連合会	058-275-4890	058-275-4899	〒 500-8356	岐阜市六条江東 2 丁目 5 番 6 号
静岡県森林組合連合会	054-648-0045	054-667-3466	〒 421-1121	藤枝市岡部町岡部 2047-2
愛知県森林組合連合会	052-961-9156	052-951-6958	〒 460-0002	名古屋市中区丸の内 3 丁目 5 番 16 号
三重県森林組合連合会	059-227-7355	059-226-9257	〒 514-0003	津市桜橋 1 丁目 104 番地
滋賀県森林組合連合会	077-522-4658	077-524-7885	〒 520-0801	大津市におの浜 4 丁目 1-20
京都府森林組合連合会	075-841-1030	075-841-1080	〒 604-8424	京都市中京区西ノ京樋ノ口町 123
大阪府森林組合	072-698-0950	072-689-4610	〒 569-1051	高槻市大字原 1052 番地の 1
兵庫県森林組合連合会	078-381-5425	078-381-5435	〒 652-0881	神戸市兵庫区松原通 2-2-2 三角ビル (H31.2 頃まで)
奈良県森林組合連合会	0742-26-0541	0742-27-3022	〒 630-8253	奈良市内侍原町 6 番地 1
和歌山県森林組合連合会	073-424-4351	073-426-0957	〒 640-8281	和歌山市湊通丁南 4 丁目 18 番地
鳥取県森林組合連合会	0857-28-0121	0857-28-1235	〒 680-0947	鳥取市湖山町西 2 丁目 413 番
島根県森林組合連合会	0852-21-6247	0852-31-8606	〒 690-0886	松江市母衣町 55 番地
岡山県森林組合連合会	086-222-7671	086-224-2655	〒 700-0866	岡山市北区岡南町 2-5-10
広島県森林組合連合会	082-228-5111	082-223-5283	〒 730-0017	広島市中区鉄砲町 4 番 1 号 広島県土地改良会館 3 階
山口県森林組合連合会	083-922-1955	083-922-1979	〒 753-0048	山口市駅通り二丁目 4 番 17 号
徳島県森林組合連合会	088-676-2200	088-676-2201	〒 770-8008	徳島市西新浜町二丁目 3 番 102 号
香川県森林組合連合会	087-861-4352	087-833-4525	〒 760-0008	高松市中野町 23 番 2 号
愛媛県森林組合連合会	089-941-0164	089-941-0550	〒 790-8582	松山市三番町 4 丁目 4-1 愛媛県林業会館 2 階
高知県森林組合連合会	088-855-7050	088-855-7051	〒 783-0055	南国市双葉台 7 番地 1
福岡県森林組合連合会	092-712-2171	092-721-9676	〒 810-0001	福岡市中央区天神 3 丁目 10 番 25 号 フォレストドルフ天神 3 階
佐賀県森林組合連合会	0952-23-4191	0952-23-4192	〒 840-0027	佐賀市本庄町大字本庄 278 番地 4 「佐賀県森林会館」内
長崎県森林組合連合会	0957-27-1755	0957-25-0193	〒 854-0063	諫早市貝津町 1122-6
熊本県森林組合連合会	096-285-8688	096-285-8651	〒 861-8019	(仮事務所) 熊本市東区下南部 2-1-55
大分県森林組合連合会	097-545-3500	097-543-2491	〒 870-0844	大分市大字古国府字内山 1337-20
宮崎県森林組合連合会	0985-25-5133	0985-27-5910	〒 880-0805	宮崎市橘通東 1 丁目 11 番 1 号
鹿児島県森林組合連合会	099-226-9471	099-223-5483	〒 892-0816	鹿児島市山下町 9 番 15 号
沖縄県森林組合連合会	098-888-0676	098-888-0268	〒 901-1101	島尻郡南風原町字大名 95 番地 1



国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林保険センター

〒 212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町 66-2 興和川崎西口ビル 9F

電話:044-382-3500 (代表)

FAX:044-382-3514

<http://www.ffpri.affrc.go.jp/fic/index.html>